

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	国際 基準 ppm	米国 ppm	豪州 ppm	カナダ ppm	EU ppm	NZ ppm	休薬期間 の設定国及び地域	残留試験成績	
										参照値	試験日
筋肉（鶏）	0.075	0.08					0.075		7日：EU（キプロス） 12日：EU（イタリア他）	0.09 0.03	7 10
筋肉（その他の家きん* ³ ）	0.075	0.08					0.075		15日：EU	<0.025	14
脂肪（鶏）	0.075	0.08					0.075		7日：EU（キプロス） 12日：EU（イタリア他）	0.23 0.03	7 14
脂肪（その他の家きん）	0.075	0.08					0.075		15日：EU	0.06	14
肝臓（鶏）	1	1					1		7日：EU（キプロス） 12日：EU（イタリア他）	0.99±0.61 0.32±0.16	7 14
肝臓（その他の家きん）	0.5	1					1		15日：EU	0.13±0.05	14
腎臓（鶏）	0.25	0.3					0.25		7日：EU（キプロス） 12日：EU（イタリア他）	0.19±0.10 0.15	7 14
腎臓（その他の家きん）	0.25	0.3					0.25		15日：EU	0.20	14
食用部分（鶏）	1* ²	0.3							7日：EU（キプロス） 12日：EU（イタリア他）	0.99±0.61(肝臓) 0.32±0.16(肝臓)	7 14
食用部分（その他の家きん）	0.25* ²	0.3							15日：EU	0.20（腎臓）	14
魚介類（さけ目魚類に限る。）		0.05					0.05				
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）		0.05					0.05				
魚介類（すずき目魚類に限る。）		0.05					0.05				
魚介類（その他の魚類に限る。）		0.05					0.05				
魚介類（貝類に限る。）		0.05					0.05				
魚介類（甲殻類に限る。）		0.05					0.05				
その他の魚介類		0.05					0.05				

(注) 平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

*1：その他の陸棲哺乳類とは、陸棲哺乳類のうち、牛、豚及び羊以外のものをいう。

*2：食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいい、牛については肺、豚については腎臓、羊については肝臓、その他の陸棲哺乳類については兎の腎臓、鶏については肝臓、その他の家きんについては七面鳥の腎臓を参照とした。

*3：その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙3)

チルミコシンの推定摂取量 (単位: µg/人/日)

食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者*6 (65歳以上) TMDI
筋肉(牛)	0.1	2.0*2	0.9*2	1.9*2	2.0*2
脂肪(牛)	0.1				
肝臓(牛)	1	0.1	0.1	0.1*5	0.1
腎臓(牛)	0.3	0.1	0.1	0.3	0.1
食用部分(牛)	0.5*1	0.2	0.0	0.1	0.2
筋肉(豚)	0.1	3.6*2	2.3*2	4.0*2	3.6*2
脂肪(豚)	0.1				
肝臓(豚)	1.5	0.3	0.1	0.3*5	0.3
腎臓(豚)	1	0.0	0*4	0.0*5	0.0
食用部分(豚)	1*1(P)	0.4	0.3	0.4*5	0.4
筋肉(羊)	0.1	0.2*3	0.1*3	0.2*3*5	0.2*3
脂肪(羊)	0.1				
肝臓(羊)	1				
腎臓(羊)	0.3				
食用部分(羊)	0.3*1				
筋肉(その他の陸棲哺乳類)	0.05	0.1*3	0.0*3	0.1*3*5	0.1*3
脂肪(その他の陸棲哺乳類)	0.05				
肝臓(その他の陸棲哺乳類)	0.6				
腎臓(その他の陸棲哺乳類)	1				
食用部分(その他の陸棲哺乳類)	1*1				
乳	0.05	7.1	9.9	9.2	7.1
筋肉(鶏)	0.075	1.5*2	1.5*2	1.0*2	1.5*2
脂肪(鶏)	0.075				
肝臓(鶏)	1	0.3	0.1	2.6	0.3
腎臓(鶏)	0.25	0	0.0	0.0	0
食用部分(鶏)	1*1	0.2	0.1	0.4	0.2
筋肉(その他の家きん)	0.075	0.1*3	0.0*3	0.1*3*5	0.1*3
脂肪(その他の家きん)	0.075				
肝臓(その他の家きん)	0.5				
腎臓(その他の家きん)	0.25				
食用部分(その他の家きん)	0.25*1				
計		16.1	15.3	20.6	16.1
ADI比(%)		0.8	2.5	0.9	0.7

*1: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいい、牛については肺、豚については腎臓、羊については肝臓、その他の陸棲哺乳類については兎の腎臓、鶏については肝臓、その他の家きんについては七面鳥の腎臓を参照とした。

*2: 筋肉の基準値×筋肉及び脂肪の摂取量

*3: 各部位のうち、基準値が最も高いものを用いた。

*4: 幼小児の摂取量データがないため、推定摂取量は「0」とした。

*5: 妊婦の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考にした。

*6: 高齢者については畜水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

(答申案)

チルミコシン

食品名	残留基準値 ppm
筋肉（その他の陸棲哺乳類 ^{注1} ）	0.05
脂肪（その他の陸棲哺乳類）	0.05
肝臓（その他の陸棲哺乳類）	0.6
腎臓（その他の陸棲哺乳類）	1
食用部分 ^{注2} （牛）	0.5
食用部分（豚）	1(P)
食用部分（羊）	0.3
食用部分（その他の陸棲哺乳類）	1
筋肉（鶏）	0.075
筋肉（その他の家さん ^{注3} ）	0.075
脂肪（鶏）	0.075
脂肪（その他の家さん）	0.075
肝臓（鶏）	1
肝臓（その他の家さん）	0.5
腎臓（鶏）	0.25
腎臓（その他の家さん）	0.25
食用部分（鶏）	1
食用部分（その他の家さん）	0.25

注1：その他の陸棲哺乳類とは、陸棲哺乳類のうち、牛、豚及び羊以外のものをいう。

注2：食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3：その他の家さんとは、家さんのうち、鶏以外のものをいう。